森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

		公益的機能別施業森林 区域外	公益的機能別施業森林区域(公益的機能別森林施業の実施に関する基準)				
		(森林施業の合理化 に関する基準)	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止/土壌保全、快適環 機能維持増進森 ²			保健文化機能維持 増進森林に限る
		14以70至十7	(伐期の延長を推進 すべき森林)	長伐期施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進 すべき森林	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	特定広葉樹育成施業を 推進すべき森林
	適正な植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)】標準的な植栽本数を2年以内に植栽 【特に効率的な施業が可能な森林(人工林皆伐後)】標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
適正な間伐 ※間伐:おおむね5年後に樹冠疎密度が10分 の8以上に回復することが見込まれる森林に おいて行う立木材積の35%以内の伐採		市町村森林整備計画に定められた 間伐の間隔に従った間伐			【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、 Ryが0.75以下となるよう間伐		
	適正な林齢での主伐	標準伐期齢以上	標準伐期齡+10以上	標準伐期齢の概ね2倍 以上に相当する林齢と して市町村森林整備計 画において定められた 林齢以上	標準伐期齢以上		
	適正な伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを			を超えないこと	伐採率30%以下の択伐	
主		【伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合】 伐採率70%以下の伐採			【伐採後に人工植栽する場合】 伐採率70%以下の伐採	【伐採後に人工植栽する場合】 伐採率40%以下の択伐	
伐	適正な伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正) 相当する材積に5を乗じて得た材積以下			IC		【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木 材積が確保されること 【それ以外の一般樹種】
		【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する			10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に 10分の7を乗じて得た材積以上 の立木材積が確保されること	年間成長量に5を乗じて得 た材積を特定広葉樹が標準 伐期齢に達した時の立木材 積の1/2を超える立木材積
		材積に5を乗じて得力			下層木を除いてRy0.75 おおむねRy0.65以	5以上の森林について 下となるよう伐採	で補正した材積以上

計画対象森林に 係る規律 計画的伐採対象 森林に係る規律